



モチベーションの高い会社と社員を創造する いのしし社労士通信

2008. 12. 24
第 7 号

編集・発行 いのしし社会保険労務士事務所 福岡県古賀市千鳥 6-3-10
編集長 所長 中村雅和(社会保険労務士・AFP) TEL: 092-980-5448
http://inoshishisyaroshi.com E-Mail: info@inoshishisyaroshi.com



「緊急経済対策概要」

緊急情報!

ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)
地方公共団体が、民間企業等の雇用機会創出(原則1年の雇用契約)を支援

アメリカのリーマン・ブラザーズの破たんをきっかけに、世界的な金融危機が進行しています。

日本でも、派遣労働者などの非正規雇用を中心に、契約解除や解雇が行われ、社会不安が増してきています。

政府は10月に発表した緊急経済対策に続き、12月にも追加経済対策を発表しました。その中でも、雇用関係の助成金が拡充されることなどが明らかになっていますので、お知らせいたします。

まず雇用維持対策として、**雇用調整助成金等の拡充** 企業が雇用の維持を図った場合に賃金・手当等の一定割合(中小企業は4/5)が助成

アメリカのリーマン・ブラザーズの破たんをきっかけに、世界的な金融危機が進行しています。

日本でも、派遣労働者などの非正規雇用を中心に、契約解除や解雇が行われ、社会不安が増してきています。

政府は10月に発表した緊急経済対策に続き、12月にも追加経済対策を発表しました。その中でも、雇用関係の助成金が拡充されることなどが明らかになっていますので、お知らせいたします。

まず雇用維持対策として、**雇用調整助成金等の拡充** 企業が雇用の維持を図った場合に賃金・手当等の一定割合(中小企業は4/5)が助成

年長フリーター等(25歳以上39歳)の積極雇用を支援

さらに、雇用保険料を平成21年度の1年間に限り、0.4%引き下げます。

また今まで雇用保険の適用範囲外だった非正規労働者(雇用期間が6か月以上)に拡大することになります。

派遣先事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に、1名につき100万円(有期雇用で雇用する場合は50万円)を支給。

なお、この対策は平成20年度2次補正予算、21年度予算で対応予定です。

また、再就職支援対策として、引き続き当事務所二ユー

～賢く知って、賢く使おう～
誰でもわかるマネー節約・運用塾 宗像ユリックスで、「ワンコイン講座」を担当します。

日時 / 1月17日(土)13時30分～15時30分(15時～15時30分は質疑応答)

「銀行預金のほかに運用する方法ってないの?」「私が入っている保険って、見直した方がいいのかな?」「国民年金って本当に大丈夫なの?」

みなさんも、このような疑問ありませんか。長い人生、やっぱり「お金」は大事です。毎日、いろんなものに使っているけれども、実はよく分かっていないのも「お金」。みなさんも「お金」の基礎知識を学んで、賢い消費者になりませんか。受講料は500円です。ぜひお誘い合わせのうえ、ご参加ください。



改正労働基準法成立 割増率が上がったです

少子高齢化が進み、労働力となる「働き手」がどんどん減ってきています。

「男性」が長時間労働をさせられると、「女性」が家庭や育児に専念せざるを得なくなるので、その分の労働力が見込めなくなります。

女性も社会に出て働くためには、会社も長時間労働を減らして、男性を家に帰さなければなりません。

そこで政府は残業を減らすため、この秋の臨時国会で、労働基準法を改正したのでした。

施行は平成22年度からですし、細かい内容は、

今後、政府部内で検討され

ますが、とりあえず今回は、改正労働基準法の内容をお伝えすることにします。

36協定(時間外労働をするための労使協定)による労働時間の延長を適正なものとするために厚生労働大臣が定める基準の中に、割増賃金の率に関する事項を追加。

1ヶ月について60時間を超えて時間外労働をさせた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならないこととしたこと。

の割増賃金を支払うべき労働者が、それに代えて厚生労働省令で定める休暇を取得したときは、割増賃金を支払うことを要しないものとしたこと。

年次有給休暇を時間単位で請求したときは、労使協定で定めるところにより年間5日分に限り、取得することができるものとしたこと。

ただし、中小事業主につきましては、は当分の間適用されません。

「ごちゃごちゃと書き並べましたが、要は、

一、たくさん時間外労働をさせた場合には、割増賃金の率を上げますよ、

二、ただしその分については休暇で代替できますよ、

三、有給休暇を時間単位で取得できますよ、
という改正なのでした。

今の名刺に満足していますか？

カラービジネスLABOが「名刺コンサルティング」を開始！

「色」は名刺の印象を大きく左右します。カラーコンサルタントだからこそできる、デザインだけではなく、内容や色についても総合的にコンサルティングした【名刺カラーレポート】で名刺に対するお悩みを解決します！当事務所所長の名刺もコンサルティングしてもらいました！すごくいい出来ばえです！ぜひご利用ください。

名刺カラーレポート 3,000円(税別)

文字、レイアウト、配色について詳細なアドバイス
名刺カラーデザイン 39,000円(税別)

コンサルティングに基づいて、デザイン作成！

詳しくは092-402-5223 info@color-labo.comまで！

HP「カラービジネスラボ」で検索を！

産業医を活用してみませんか？

当事務所では、提携する産業医の活用により、従業員の健康管理やメンタルヘルス対策を提供しています。

いまや、従業員の健康管理は、会社業績向上の必須条件。産業医を選任しなければならない50人以上の事業所はもとより、50人未満の会社も助成金の活用で、産業医を利用できます！詳しいお問合せは当事務所まで。

編集後記

いよいよ今年も終わりです。

いろんな方々から叱咤激励をいただき、時には笑い、時には落ち込みながら仕事をしてきました。

すごく不思議なのは落ち込んだ時に限って、ご無沙汰だった方からお電話をいただくことです。

もちろん電話を下さる方は、私が落ち込んでいることなど知る由もありません。用件は様々で、仕事のご紹介だったり、忘年会の日程調整だったり、単なる雑談だったり。でもそんな方々の何気ない一言に救われています。本当にありがたいです。みなさんのおかげで私は生かされています(笑)。来年もよろしくお祈りします！



ご意見、ご感想はこちらまで
TEL: 092-980-5448 FAX: 092-944-5689
E-Mail: info@inoshishisyaroshi.com
811-3113 福岡県古賀市千鳥6-3-10
いのしし社会保険労務士事務所 中村雅和